



鳥取県公報

令和2年8月7日（金）
第9224号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 指定自立支援医療機関の指定（457）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定予定（2件）（458・459）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 2 物品売払代金の徴収事務の委託（460）（西部総合事務所生活環境局）・・・・ 3 土地改良区の役員の退任（461）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3 採石法による採取計画の変更認可の公表（462）（西部総合事務所米子県土整備局）・・ 3 |
| ◇ 公 告 | 採石業務管理者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 5 |
| ◇ 正 誤 | 令和2年7月14日付鳥取県告示第420号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |

告 示

鳥取県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称 | 開設者の住所 | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|----------|---------------|----------------|-----------|----------|
| 有限会社こやま薬局 | 鳥取市秋里923 | アイ・プラス薬局岩倉店 | 鳥取市岩倉452-18 | 精神通院医療 | 令和2年8月1日 |
| 〃 | 〃 | アイ・プラス薬局吉成店 | 鳥取市富安332-5 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第458号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町茂田字大平349、字宮ノ谷356
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第459号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字俣野字城山2221、字畑ヶ谷陽平2227の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第460号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和2年7月14日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第461号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年8月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 妹 能 利 広 米子市二本木559

令和2年7月15日退任

鳥取県告示第462号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 採石場の所在地及び面積 | 採取の期間 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|-----------------------------|-------------------|--|------------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------|
| | | | | 変更事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | |
| 有限会社日吉津土建 代表取締役 松本 吉弘 | 西伯郡日吉津村大字日吉津199-6 | 西伯郡伯耆町二部字福園ノ二198-1外55筆 (62,981平方メートル) | 平成29年7月28日から令和4年4月6日まで | 採石場の区域 | 62,030.32平方メートル | 62,981.79平方メートル | 令和2年7月27日 |
| | | | | 掘削区域 | 24,928.54平方メートル | 20,604.23平方メートル | |
| | | | | 採取をする岩石の数量 | 122,060立方メートル | 118,579立方メートル | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--------------------|--|-------------------------|--|
| | | | | 採取設備 に関する 事項 | 平成29年7月 28日付鳥取県 指 令 第 201700105964 号認可に係る 申請書のとおり | 進入路、調 整池等申請 書のとおり | |
|--|--|--|--|--------------------|--|-------------------------|--|

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和2年10月9日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

| 試験科目 | 試験時間 |
|---|------|
| ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項 | 2時間 |

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和2年8月17日（月）から同年9月11日（金）までの各日（日曜日及び土曜日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和2年9月11日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,100円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）
 鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）
 八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）
 中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）
 西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）
 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 初心者講習 | | 令和2年9月10日 午前10時から午後 3時30分まで | 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署 | 琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | | 令和2年9月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 〃 | 〃 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

令和2年7月14日付鳥取県公報第9217号の鳥取県告示第420号（土地改良区の定款の変更の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から16

誤 尚徳三ヶ堰土地改良区

正 米子市尚徳三ヶ堰土地改良区